

【ご存知ですか？】「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は学生アルバイトも対象になります。

コロナ禍によりアルバイトの休業を余儀なくすることになった学生の皆さんで、会社側から休業手当を受けることも出来なかった場合、申請によって、休業前賃金の8割までが支給を受けることができます。

留学生も対象になります。

支給を受けるには次の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

申請の受付は7月10日から始まっています。

詳しくは、以下のホームページを参照、または問合せ先に問い合わせてください。

#### 【参考】

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(厚生労働省ホームページ)  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

・(概要)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(厚生労働省ホームページ)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646900.pdf>)

・(労働者・事業主の皆さまへ)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内(厚生労働省ホームページ)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646892.pdf>)

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
TEL:0120-221-276 (月～金8:30～20:00、土日祝8:30～17:15)